

【転居】町田市内でお引越しをされた方へ…

住所変更の手続きの他に、主に以下の手続きがあります。

マイナンバーカードをお持ちの方	記載内容が変更となります。マイナンバーカードをご提示ください。署名用電子証明書は、失効します。
住民基本台帳カードをお持ちの方	記載内容が変更となります。住民基本台帳カードをご提示ください。
在留カードをお持ちの方	記載内容が変更となります。在留カードをご提示ください。
特別永住者証明書をお持ちの方	記載内容が変更となります。特別永住者証明書をご提示ください。
印鑑登録をされている方	お持ちの印鑑登録証は、そのままお使いいただけます。
旧氏を住民票に記載している方	引き続き住民票に記載されますので、手続きは必要ありません。
本籍を変更される方	本籍の異動を希望される方は、住民票の異動手続きとは別に戸籍の届出が必要となります。
国民健康保険に加入されている方	資格確認書または資格情報のお知らせの住所変更が必要となります。 ⇒ 1階 106窓口 保険年金課、各市民センター
国民年金に加入されている方 年金を受給されている方	原則として年金の住所変更の手続きは不要です。ただし、受給中の方で個人番号と基礎年金番号が紐づいていない方などは手続きが必要な場合があります。
児童手当・子ども医療費助成	世帯の構成員が変わった場合は、手続きが必要となる場合があります。 ⇒ 2階 202窓口 子ども総務課
その他の医療費助成	大気汚染医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療・養育医療 ⇒ 7階 704窓口 保健予防課
ひとり親家庭の方	変更の手続きが必要です。⇒ 2階 202窓口 子ども総務課
公立小中学校へ転校される方	在学証明書と教科書給与証明書をご提示ください。 転入学のお知らせを発行いたします。新しい学校にご提出ください。 (その他ご相談等は10階 1002窓口 学務課)
学校教材等について	転校される場合も、学校の変更がない場合も、学校教材等に関する申込内容の変更手続き(住所変更等)が必要です。学校にお申し出いただき、学校で渡される書類にそって手続きください。 (10階 1001窓口 教育総務課)
障害者手帳・福祉手当・難病等医療費助成	個々の状況により手続きが異なりますので、お問い合わせください。 ⇒ 1階 114窓口 身体・知的の障害者手帳や福祉手当、難病等 精神障害者手帳や自立支援医療(精神通院)等
後期高齢者医療	新住所の資格確認書が特定記録郵便で届きます。 手続きは必要ありません。
介護保険	個々の状況により手続きが異なりますので、お問い合わせください。 ⇒ 1階 112窓口 高齢者相談窓口
犬の登録	犬の所在地が変わった日から30日以内に登録事項変更届を提出してください。 ⇒ 7階 705窓口 保健総務課、 町田市保健所中町庁舎 生活衛生課、各市民センター

市役所での手続きの他に、主に以下の手続きがあります。
参考までに、一般的なものをご紹介します。

電 気	ご契約の電力会社にお問い合わせください。
ガ ス	*都市ガス⇒ご契約のガス会社にお問い合わせください。 *プロパンガス⇒不動産会社にお問い合わせください。
水 道	使用開始の手続きをしてください。 ⇒水道局お客さまセンター（０５７０－０９１－１００）
電 話	電話の移設手続きをしてください。 ⇒ＮＴＴ東日本（１１６（局番なし））
郵 便	郵便局へ届け出ると、旧住所宛ての郵便物が１年間新しい住所へ転送されます。詳しくは郵便局にお問い合わせください。
運転免許証	運転免許証の住所変更が必要になります。 免許証の住所変更は、東京都内にある警察署に申請してください。 参考に町田市近辺の警察署をご案内します。 【町田警察署】 ０４２－７２２－０１１０ 【南大沢警察署】 ０４２－６５３－０１１０
その他	銀行の口座・携帯電話・クレジットカードなども住所変更が必要です。 各窓口にお問い合わせください。
<お問合せ先> 町田市役所代表電話(受付時間:午前7時～午後7時) TEL 042-722-3111 FAX 042-724-5600 mail 5656@machida.call-center.jp	